

## オークション規約一部改定について

会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度シーイーエーでは、名義変更に関する法令との整合性を図ることを目的として、下記の通りオークション規約を改定いたします。今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続きご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

◆改定日：2024年7月1日（適用：2024年7月2日開催分より）

◆改定概要（改定箇所前後比較）

	改定前	改定後	備考	
本則	<b>第21条（会員の義務）</b> 会員が、オークションに関するサービス等を利用するに際しては、本規約等を遵守しなければなりません。	<b>第21条（会員の義務）</b> 会員が、オークションに関するサービス等を利用するに際しては、本規約等および法令等を遵守しなければなりません。	文言追加	
	<b>第49条（書類の完備）</b> 5. 車両状態票に登録番号が明記されたものは名義変更扱いとして処理します。ただし、車検の有効期間満了日が名義変更期限内のものについては、車検の継続のために必要な書類を完備するものとします。	<b>第49条（書類の完備）</b> 5. 車両状態票に登録番号が明記されたものは移転登録扱いとして処理します。ただし、車検の有効期間満了日が別に定める名義変更完了通知期限内のものについては、車検の継続のために必要な書類を完備するものとします。	文言変更	
	<b>第52条（書類確認義務）</b> 3.（譲渡書類遅延ペナルティに準ずる）	<b>第52条（書類確認義務）</b> 3.（譲渡書類の提出遅延ペナルティに準ずる）	文言追加	
	<b>第54条（差替えペナルティ）</b> 4. 譲渡書類の有効期限が不足しており、かつその旨が車両状態票に記載されていない場合は、差替えもしくは別に定める早期名義変更ペナルティの対象とします。	<b>第54条（差替えペナルティ）</b> 4. 譲渡書類の有効期限が不足しており、かつその旨が車両状態票に記載されていない場合は、差替えまたは別に定める譲渡書類有効期限不足ペナルティの対象とします。	文言変更	
	<b>第56条（名義変更と自動車税相当額の返金）</b> 1. 落札店は、CAAが別に定める期限までに移転、抹消等の登録手続を完了し、その旨をCAAに届け出るものとします。 2. 完了に関する届出は、別に定める期限までに、自動車検査証の写し（登録事項等通知書は不可）にオークション回数、出品番号を記入して提出するものとします。 3. 名義変更等の手続が正常に履行されない場合は、落札店の許可を得ることなく、CAAの判断により一時的に名義変更等の手続をとることができるものとし、その費用については落札店の負担とします。なお、名義変更の遅延ペナルティについては別に定めるところによります。	<b>第56条（名義変更と自動車税相当額の返金）</b> 1. 落札店は、法令等の定めるところに従い移転、抹消等の登録手続を完了し、その旨をCAAに届け出るものとします。 2. 完了に関する届出は、別に定める期限までに、自動車検査証等の写し（登録事項等通知書は不可）にオークション回数、出品番号を記入して提出するものとします。 3. 名義変更等の手続が正常に履行されない場合は、落札店の許可を得ることなく、CAAの判断により一時的に名義変更等の手続をとることができるものとし、その費用については落札店の負担とします。なお、名義変更の完了が遅延した場合のペナルティについては別に定めるところによります。	文言変更 & 追加	
書類細則	<b>（譲渡書類の定義）</b> 全国で新規、移転、抹消登録可能な書類および自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託証明書、継続検査用納税証明書（車検満了日が名義変更期限内の場合）	<b>（譲渡書類の定義）</b> 全国で新規、移転、抹消登録可能な譲渡書類および自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託証明書、継続検査用納税証明書（車検満了日が、翌末日または車両状態票に記載の譲渡書類有効期限までの場合）	文言追加	
	<b>2. 譲渡書類の有効期限</b> ◎出品票に書類有効期限または名義変更期限の記入をする場合は、その期限がCAA提出日含む21日を超えているものとする。	<b>2. 譲渡書類の有効期限</b> ◎出品票に譲渡書類有効期限を記入する場合は、その期限がCAA提出日含む21日を超えているものとする。	文言削除	
	<b>3. 譲渡書類遅延ペナルティ</b>	<b>3. 譲渡書類の提出遅延ペナルティ</b>	文言追加	
	<b>4. 継続検査用納税証明書</b> （車検満了日が、翌末日までのものを対象とし、自動車税納付期限内は除く）	<b>4. 継続検査用納税証明書</b> （車検満了日が、翌末日または車両状態票に記載の譲渡書類有効期限までのものを対象とし、自動車税納付期限内は除く）	文言追加	
	<b>5. リサイクル預託金</b> ◎金額が誤って請求された場合、落札店から書類到着日含む7日以内に申告された場合に限り訂正を行なう。	<b>5. リサイクル預託金</b> ◎金額が誤って請求された場合、落札店から譲渡書類到着日含む7日以内に申告された場合に限り訂正を行う。	文言追加 & 削除	
	<b>8. その他書類ペナルティ</b> ・出品店の責任において解除処理を行なうものとする。	<b>8. その他書類ペナルティ</b> ・出品店の責任において解除処理を行うものとする。	文言削除	
	<b>9. 早期名義変更ペナルティ</b> ◎落札店が、期限不足の譲渡書類を承諾した場合。	<b>9. 譲渡書類有効期限不足ペナルティ</b> ◎落札店が、譲渡書類有効期限不足を承諾した場合。	文言変更	
	<b>1-2. 自動車税還付譲渡書</b> ◎落札店からの抹消コピー提出遅延により、出品店が還付を受けられなかった場合は、還付不能書類の提出等による確認後、自動車税相当額を落札店に請求し、出品店へ支払う。	<b>1.1. 自動車税還付譲渡書</b> ◎落札店から抹消登録を明らかにする書類の写しの提出が遅延したことにより、出品店が還付を受けられなかった場合は、還付不能書類の提出等による確認後、自動車税相当額を落札店に請求し、出品店へ支払う。	項番変更 文言変更 & 削除	
	<b>1-4. 預かり金精算</b> ◎自動車税相当額の精算は、CAAの定める手続きにより行なう。	<b>1.3. 預かり金精算</b> ◎自動車税相当額の精算は、CAAの定める手続きにより行う。	項番変更 文言削除	
	<b>1-9. 名義変更期限</b> ◎開催日の翌末日までに完了すること。 ◎車両状態票に期限の記載がある場合は、その期限内に完了すること。 ◎名義変更コピーの提出期限は、名義変更月の翌月5日までとする。	<b>14. 名義変更期限</b> ◎法令等の定めるところに従い完了すること。 ◎ - 削除 - ◎ - 削除 -	項番変更 文言変更 & 削除	
	<b>新設</b>	<b>15. 名義変更完了通知期限</b> ◎開催日の翌末日までとする。（登録車で抹消した場合は抹消登録月の同末日まで） ◎車両状態票に譲渡書類有効期限の記載がある場合は、その期限までとする。	新設	
	<b>1-5. 現在登録証明書手数料</b> ◎期限迄に落札店より移転登録等のコピー提出がない場合	<b>1.6. 現在登録証明書手数料</b> ◎名義変更完了通知期限までに落札店より、自動車検査証等名義変更完了を明らかにする書類の写しがCAAに提出されない場合。	項番変更 文言変更 & 追加	
	<b>1-6. 名義変更遅延ペナルティ</b> ◎名義変更期限を超えた場合	<b>1.7. 名義変更の完了が遅延した場合のペナルティ</b> ◎開催日翌末日または車両状態票に記載の譲渡書類有効期限を超えた場合。	項番変更 文言変更 & 追加	
	<b>1-7. 名義変更ペナルティ（軽自動車）</b> ◎名義変更コピーの提出が、名義変更期限（名義変更遅延の場合は、名義変更完了日）の翌日から7日以上遅延した場合 ◎落札店が、税止め処理を行わず、新年度の自動車税課税通知が旧名義義人に行なわれた場合	<b>1.8. 名義変更完了通知義務違反ペナルティ（軽自動車）</b> ◎開催日の翌末日または車両状態票に記載の譲渡書類有効期限までに、自動車検査証等名義変更完了を明らかにする書類の写しがCAAに提出されない場合。（超過した場合は直ちに提出すること） ◎ - 削除 -	項番変更 文言変更 & 削除	
	<b>分離（旧17項より）</b> ◎落札店が税止め処理を行わず、新年度の自動車税課税通知が旧名義義人に行なわれた場合。	<b>1.9. 税止め処理ペナルティ（軽自動車）</b> ※文言変更無し	分離	
	ハンズフリー規約	<b>第2条（出品対象車両）</b> ⑥ 出品票に名義変更期限の記載がある場合は、譲渡書類の有効期限がCAA提出日含む21日に満たない車両	<b>第2条（出品対象車両）</b> ⑥ 出品票に譲渡書類有効期限の記載がある場合は、譲渡書類の有効期限がCAA提出日含む21日に満たない車両	文言変更
		<ワンプライス規約細則> 譲渡書類有効期限・名義変更期限	<ワンプライス規約細則> 譲渡書類有効期限・名義変更完了通知期限	文言変更
特殊車両コーナー細則	<b>第11条（名義変更保証金）</b> 1 落札店は、登録ナンバー付車両を落札した場合は、書類細則に準じ、名義変更保証金15,000円をCAAに預けるものとします。	<b>第11条（名義変更）</b> 1 - 削除 -	文言削除	
	<b>第11条（名義変更保証金）</b> 2 落札店は、登録ナンバー付車両を落札した場合は、CAAオークション規約に準じ、名義変更完了するものとします。	<b>第11条（名義変更）</b> 1 落札店は、登録ナンバー付車両を落札した場合は、CAAオークション規約に準じ、名義変更完了するものとします。	文言削除 項番変更	

※道路運送車両法 URL（参照：第13条第1項） →



以上